つちはし事務所通信

12
December
2018

発行：つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815　徳島市助任橋 3-3-1　田村ビル 2F
TEL 088-611-5558　　FAX　088-611-5580
Email：sr@tsuchihashi-siki.com
発行日：2018 年 12 月 1 日

トピックス　働き方改革関連法－時間外労働の上限規制②

平成 31（2019）年４月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、前回に引き続き、時間外労働の上限規制（労働基準法の改正）を取り上げます。今回は、新たな 36 協定に注目します。

時間外労働の上限規制②　新たな 36 協定のポイント

＜新たな 36 協定のポイント＞

- 新たな様式では、時間外労働の上限規制が主に1か月と1年について定められていることから、36 協定で定める延長時間も1日のほか、1か月*、1年の区分で固定されました。
  - ＊これまでは、1か月について定めず、2か月もしくは3か月の延長時間を定めることも可能でした（例：2か月の限度時間は 81 時間でしたので、限度時間の範囲内で、最初の月に 50 時間延長し、次の月は 31 時間延長という取扱いも可能でした）。
  - しかし、これからは1か月の延長時間（限度時間は 45 時間）について定める必要があります。
- 他方、休日労働を含めて単月 100 時間未満、2～6か月平均 80 時間以内の上限の遵守に関しては、1か月、1年についての延長時間の記載だけでは直ちに確認できないことから、新たにチェックボックスを設けて労使に遵守を求めるようになっています。
- そして、特別条項付き 36 協定の様式も省令で規定されることになりましたのでご注意ください。

＜36 協定の新様式の例／特別条項付き 36 協定の特別条項の部分＞

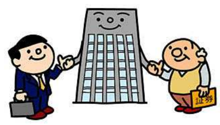

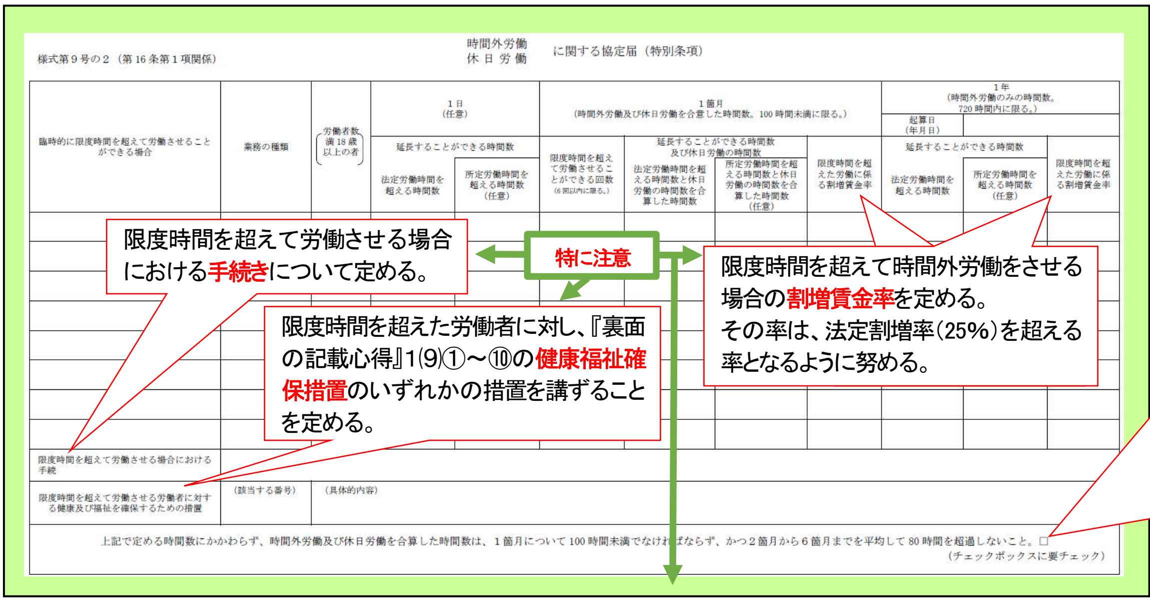

様式第９号の２（第 16 条第１項関係）　時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	1日（任意） 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。） 限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。720 時間内に限る。） 起算日（年月日） 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えて労働させる場合における手続		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）	（具体的内容）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。□
（チェックボックスに要チェック）

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければならない。そのことを労使で確認の上、必ずチェックを入れる。
チェックボックスに✔がない場合には、有効な協定届とならない。
（このチェックボックスは、通常の 36 協定にもある）

★36 協定は、所轄の労働基準監督署に届出をしないとその効力が発生しません。
協定内容に不備があり、届出を受理してもらえないようなことがあれば、時間外・休日労働をさせることはできません。
（協定なしで時間外・休日労働をさせれば、その時間数にかかわらず罰則に処されます）
重要な協定ですので、届出に当たっては、『**裏面の記載心得**』に沿って、慎重に記載する必要があります。
特に、特別条項を付ける場合は、記載事項が増えますので、より注意が必要です。

トピックス　平成 30 年分の年末調整における留意事項

年末調整の時期がやって来ました。平成 30 年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

留意事項：各種申告書等の見直し

●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成 30 年分から**「給与所得者の配偶者控除等申告書」**に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）についても、平成 30 年分からは、**「給与所得者の保険料控除申告書」**と**「給与所得者の配偶者控除等申告書」**の２種類の様式に改められました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。

●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が**「配偶者（特別）控除額」**に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が**「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」**に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成 29 年分の源泉徴収簿（抜粋）

生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）	⑰
差引課税給与所得金額（⑨－⑰）	

変更

平成 30 年分の源泉徴収簿（抜粋）

生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭
配偶者（特別）控除額	⑮
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）	⑰
差引課税給与所得金額（⑨－⑰）	

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。
今回の年末調整についてご不明な点がございましたら、お気軽につちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆シリーズ「働き方改革」第2弾は36協定の新様式の話題です。来年4月1日以降に提出する36協定から新様式となりますが、先月もお伝えした通り、労働時間の上限規制の施行は、大企業は来年4月1日からですが、中小企業は再来年4月となります。新しい様式で出すことは奨励されてはいますが、従前の様式でも1年は大丈夫です。

☆そろそろ来年の勤務カレンダーを作る季節となりましたが、来年は新元号となる年で国民の祝日として5月1日と10月22日が1年限りで追加されたため、土日が休みの会社では4月から5月にかけては10連休が出現し、当事務所でも年間で5日ほど休みが増えるカレンダーとなっております。給与計算等で、早めの締め切りを設定させていただくなど、お客様にご協力をお願いすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

☆来年は年間5日ほど休みが増えることになるうえ、来年4月1日からは年間5日の年次有給休暇を社員に取らせることが義務となります。**この5日間には時間単位年休は含まれません。**「いったいどうすればいい？」と頭を抱えている社長さんも多いのではないでしょうか。年次有給休暇や労働時間、休日について、気になることがある場合は、お早めにつちはし事務所までご相談ください。